

令和4年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について

1 要旨・目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣にすることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現すること。

2 現状・背景

- ・ 令和4年度広島県年間交通安全推進施策実施要綱に基づき年4回交通安全運動を実施
- ・ 年末にかけて、夕暮れ時における歩行者や自転車被害に遭う重大交通事故が増加する傾向にあることから、交通安全意識の向上等、交通事故抑止の機運の醸成が必要

3 概要

(1) 実施主体

広島県交通対策協議会

(2) 実施期間（日時）

令和4年12月1日（木）から同月10日（土）までの10日間

(3) 場所

広島県内

(4) 実施内容（運動の重点）

- ア 歩行者の安全な通行の確保
- イ 高齢運転者の交通事故防止
- ウ 飲酒運転等の根絶
- エ 自転車の安全利用の推進

4 その他（関連情報等）

(1) 令和4年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式への参加

ア 日時・場所

令和4年12月1日（木）午前11時15分 広島県庁正面特設会場

イ 内容

- 副知事，本部長挨拶
- 白バイ等の交通安全パトロール出発

(2) 「サンフレッチェ広島」川村拓夢選手を交通安全大使に委嘱した広報啓発イベントの開催

令和4年12月2日（金）広島県運転免許センターにおいて開催

令和4年
年末

交通事故防止 県民総ぐるみ運動

歩行者の
安全な通行の
確保

令和4年 12月1日(木)~10日(土)

自転車の
安全利用の
推進

高齢運転者の
交通事故防止

飲酒
運転等の
根絶



広島県 自転車条例 が制定されました

広島県自転車の活用の
推進及び安全で適正な利用の
促進に関する条例

自転車の点検整備・幼児のヘルメット
及びシートベルトの着用の努力義務など

自転車保険
加入の義務化

令和4年10月6日 施行

令和5年4月1日 施行

令和4年
広島県交通安全年間
スローガン

ゆるさない ハンドル・スマホの 二刀流

広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

令和4年
年末

交通事故防止県民総ぐるみ運動

令和4年12月1日(木)～10日(土)

毎月10日は“高齢者の交通安全の日”



運動の重点

1 歩行者の安全な通行の確保

横断歩道は歩行者優先です。

- 車両の運転者は、横断歩道に近づいたときは、明らかに歩行者がいない場合を除いて、停止できるような速度で進行しなければなりません。
- 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
- 夜間、歩行者は明るい服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用して、交通事故から身を守りましょう。



広島県警察
反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」

車両を運転するときは、**早めにライトを点灯し、上向きライト(ハイビーム)を活用して交通事故を防ぎましょう。**



対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



運動の重点

2 高齢運転者の交通事故防止

高齢者の方が亡くなる交通死亡事故が多発しています

交通事故を起こしたり、交通事故の被害に遭わないために、加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

高齢運転者の方へ

- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかりと確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車(サボカー)を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。



安全運転サポート車普及啓発協議会キャラクター
「サボにゃん」

毎月20日は“飲酒運転根絶の日”



運動の重点

3 飲酒運転等の根絶

飲酒運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です!

飲酒運転は、反応の遅れ、動作の遅れ、判断の遅れにより交通事故を起こしやすくなります。



ハンドルキーパー運動の推進

自動車で仲間と飲食店等へ行く場合、**お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)**を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるようにしましょう。



飲酒運転根絶宣言店 募集中!

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「**飲酒運転根絶宣言店**」を募集中です。

詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuuanzen290426.html>



毎月1日は“自転車安全利用の日”



運動の重点

4 自転車の安全利用の推進

大人もヘルメットを着用しましょう!

薄暮時等は、早めにライトを点灯しましょう!

自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先しましょう。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしましょう。
- 3 夜間はライトを点灯しましょう。
- 4 飲酒運転は禁止です。
- 5 ヘルメットを着用しましょう。

自転車の損害賠償責任保険等に加入しましょう!